総務課長　1想定する災害は、防災マップにおいて地震、土砂災害区域、浸水想定区域、地域防災計画では大雨や台風等による風水害対策、地震対策、原子力災害、その他災害で林野火災対策などである。

2総合計画において団員数は、令和7年度の中間目標210人としているが、人口等の減少もあり、令和8年4月現在183人である。

令和8年4月の入退団式では15人が新に入団し、消火活動、花火大会警戒など消防団活動に努めて頂いている。

自主防災組織は、31地区中18地区で結成しており、現在、地域おこし協力隊を配置し、支援受けたい人、支援できる人などを把握し、地域で支援する環境をつくり、自主防災組織の結成を推進している。高齢者や障害者などの支援を必要とする方への対応として、避難行動要支援者名簿を作成し、各地区区長などと情報共有に努めている。支援を必要とする方への対応について、行政だけでなく、「地域の絆づくり事業」など、日頃から地域で顔の見える関係をつくり、「共助」につなげられる体制づくりを進めている。

3災害時の対応については、地域防災計画に基づき、町をはじめ、国、県、消防、警察、関係機関、地域住民など、それぞれが役割を担いながら対応することとなる。

災害時には「まず、自分を守る「自助」・お互いに助け合う「共助」・行政等が行う「公助」」がそれぞれの役割を果たし、相互に連携することが重要であると考えている。

4避難所については、福祉避難所として総合福祉保健センター美郷を始め大町町公民館など全8か所を指定しており、気象状況、災害状況に応じ臨機に開設する。

電気、ガス、水道などのライフラインについては、それぞれの事業者が管理・運営している。避難生活に必要となる物資については、食料や飲料水等のほか、簡易ベッド、パーテーション、簡易トイレ、使い捨てトイレ、毛布、生理用品、おむつを整備している。

非常食については、県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領を基に、人口の5%約300人、3日分を確保している。

5被災された方が一日も早く生活を再建できるよう、罹災証明書の発行、各種支援制度の案内、災害救助法等に基づく被災者生活再建支援のほか住宅の応急修理など、制度に応じた支援を行う。

また、本町では、災害支援団体と月に1回、連携会議を継続しており、災害時においても迅速に連携できる「顔の見える関係」を構築している。

心身のケアなどについても、保健師により避難所や自宅を巡回し健康状態の確認、被災状況を伺い、支援団体と情報収集・共有を行い必要に応じ連携していく。

町内の町道にかかる立木の伐採を

藤瀬　都子

議員　立木が道路や電線にかかっている所有者を町は把握しているか伺う。

町道に立木が茂り覆いかぶさるようにしている箇所が何カ所もある。車高のあるワンボックスカーや配送車などは車の屋根に擦るところもあり大変危険である。敷地や土地、山林の所有者も代変わりしていて不明、親族が多く複雑になっているところもあるのではないか。ある町では持ち主に連絡したら山林を持っていることも知らなかったと言われたそうである。大町町でも親から子へしっかり引継ぎしてあるのか、大町町制90年という節目の年に山林の所有者、立木が町道にかかっている土地の所有者を調べておく必要があると思う。個人所有の山林、道路際の土地の所有者の場合、他人の財産、例えば自動車等に損害があった場合には連絡が山林の所有者にすぐたどりつけるのかなど疑問である。

農林建設課長　隣接地から道路に張り出した樹木については、原則立木が生えている土地の所有者が管理義務を負う。

私有地の場合は、道路交通への危険度が高い場合に緊急措置として町道の管理者である町が伐採等行う場合もあるが、原則として、その所有者の方に管理を行っていただく必要がある。

ただし、議員が言われるように、相続等で初めて山林を所有していることを知った、また、所有していることは聞いていたが、場所が分からない、というお話も時々、耳にする。窓口に訪ねてこられた場合に、地図で案内することもあるが、その付近には行けても実際ここからここまでと場所を特定することは難しいようである。

また、土地の所有者が分からない場合は、土地の登記情報などにより調査することになると思うが、未相続地であったり、住所変更がされていなかったりすると、所有者の特定が難しい場合もある。特定できた場合でも、労力や費用面から対応していただけるかどうかは不明瞭である。

いずれにせよ、町道隣接地について所有者での対応が原則であるため、私有地の場合は所有者の特定に努め、広報を活用するなどして適切な管理をお願いしていく。